

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はぐく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

ふるさと納税制度 始まりました 特集

みなさんの応援が
彦根を元気にします

ふるさと納税制度が始まりました



(写真) 中学校に設置された扇風機(左上)、彦根城(右上)、姉妹都市の生徒との交流(左中段)、健診時に行われる絵本の読み聞かせ(右中段)、将棋大会に参加するひこにゃん(左下)、「びわこの日」に行われた清掃活動(右下)

ふるさと納税制度は、全国の市区町村・都道府県のなかから、自分が「応援したい」と思うまちを選んで寄附をすることで、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

彦根市では、「ふるさと彦根を応援したい」という思いを持つ全国の皆さんから寄附をしてもらえるように、「ふるさと彦根応援寄附条例」を制定しました。

この条例では、寄附した人が、彦根への思いを実現していただけるように、彦根らしい魅力ある「6つの事業」の中から、寄附金の使い道を指定できる仕組みを設けています。

今回は、彦根市のふるさと納税制度の内容について、お知らせします。

問い合わせ先 困まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX 22-1398番

教えて!! ふるさと納税制度

生まれ育った故郷や観光で訪れた思い出のまち、学生時代を過ごした懐かしの地など、一人ひとりにとって、ふるさととして「応援したい」と思ふまち(自治体)があると思います。

ふるさと納税制度は、そんな自治体に寄附することで、ふるさとを応援する制度です。

この制度を利用することで、寄附する人にとっては、ふるさととの絆を強めることができ、また、寄附を受ける自治体にとっては、寄附金を財源とした活力あるまちづくりを進めることができます。

税控除が受けられます

寄附をした人は、住民税や所得税が軽減されます。ふるさと納税で寄附した場合の控除について左の図1に示しました。寄附額のうち、5,000円を超える額について、所得税と合わせて全額を控除できます。ただし、個人住民税の特例控除については、所得割額の1割が上限です。

控除を受けるためには、確定申告が必要です

ふるさと納税を行う流れを図2に示しました。まず、自分が応援したいと思う自治体に、寄附の申し込み

をします。受付が終了し、寄附の入金確認されると、寄附先の自治体が領収証書(受領証)を発行します。所得税や住民税の軽減を受ける場

合には、この領収証書を添えて、寄附をした翌年に、所得税の確定申告が必要で

図1 寄附金控除の計算例

彦根市に3万5,000円寄附した場合

例：給与収入700万円で夫婦と子2人
所得税の税率：10%、住民税所得割額：30万円

5,000円(適用下限額)を除いた3万円(所得税分3,000円+個人住民税分2万7,000円)が控除されます。

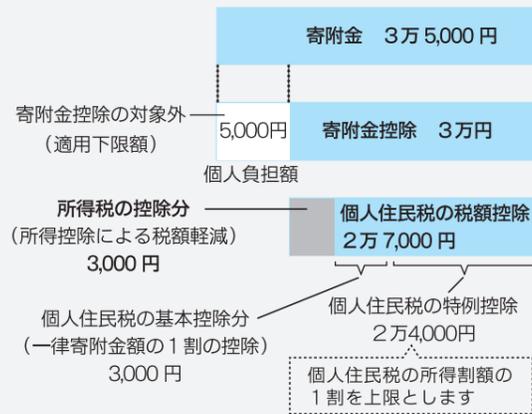
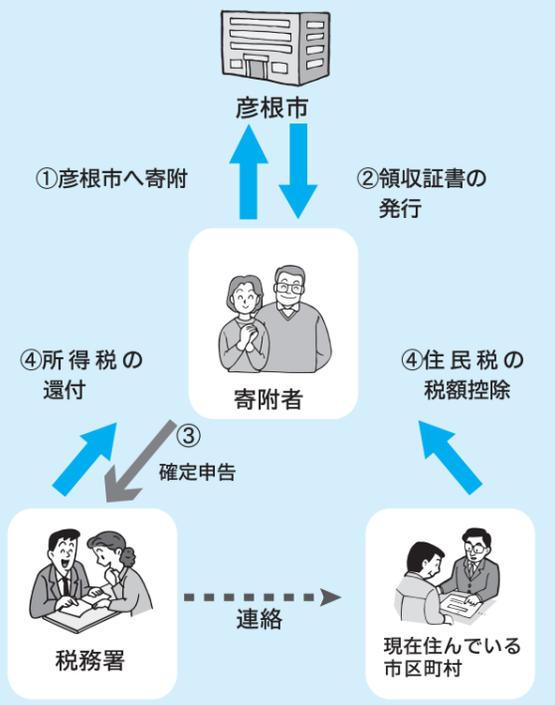


図2 ふるさと納税の流れ



ふるさと納税に関するQ&A

問い ふるさとに、定義はあるの?

答え ふるさと納税制度で言う「ふるさと」には、定義はありません。生まれ故郷や過去に住んでいたまち以外にも、全国の市区町村・都道府県のなかから、自由に選んで寄附をすることができます。

問い どんなメリットがあるの?

答え 寄附をした人の所得税と個人住民税について、一定の額が軽減されます。また、寄附をされた人への感謝の気持ちとして、お礼の品を渡している自治体もあります。(彦根市のお礼の品は、5ページで紹介しています。)

問い 自分が今住んでいるまちにも寄附できるの?

答え できます。この場合も、確定申告をすれば、同様に寄附金の控除を受けることができます。